

東浦町地域公共交通会議設置要綱の改正 について(報告)

地域公共交通利便増進事業の実施主体を東浦町地域公共交通会議とする必要があること等から、東浦町地域公共交通会議設置要綱の一部を改正しました。

1 改正内容

- (1) 東浦町地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施を、東浦町地域公共交通会議の事業に加え、負担金の使用目的に「印刷製本費」を加える。
- (2) 委員に鉄道事業者を加えられるよう、人数を 35 人以内とする。

2 改正理由

- (1) 地域公共交通利便増進事業に対する国からの補助金の支給が、地域公共交通会議に対してしか行えないことから、東浦町地域公共交通会議が事業の実施主体となる必要があるため。
- (2) 東浦町運行バス「う・ら・ら」は、JR 及び名鉄の駅に乗り入れており、東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社の職員を東浦町地域公共交通会議の委員に加えることで、公共交通会議にてより活発な意見交換を行うため。

3 施行日

2024 年 10 月 1 日

4 新旧対照表

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な <u>事業を実施</u> するため、東浦町地域公共交通会	(設置) 第 1 条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な <u>事項を協議</u> するため、東浦町地域公共交通会

議（以下「交通会議」という。）を設置する。 （事業） 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を実施するものとする。 （1）地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等に関する協議 （2）町運営有償運送に関する協議 （3）地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議 （4）前号の計画に位置付けられた一部の事業の実施に関する事項 （5）略 （組織） 第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織し、委員は35人以内とする。	議（以下「交通会議」という。）を設置する。 （協議事項） 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 （1）地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等に関する事項 （2）町運営有償運送に関する事項 （3）地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項 （4）略 （組織） 第3条 交通会議は、会長及び委員をもって組織し、委員は30人以内とする。
--	---

別表を次のように改める。

別表（第10条）

（1）報償費	講師謝金、委員等への謝礼
（2）需用費	消耗品費、 印刷製本費 、食糧費（会議用お茶代）
（3）委託費	委託費
（4）その他	上記以外で、会長が必要と認めるもの